

保育実践を考える

李 小 玲

A Study of Nursery Practice

Lee Shao Lin

はじめに

私は1985年1月に日本にきた。約1年、日本語を勉強した後、短大保育科に入学した。短大での2年間の生活について、私は卒業論文の「あとがき」で次のように書いていた。

「短大というと、2年間でいろいろなことを、まるでお正月の重箱のようにギッシリとつめこんでた生活であった。心理学や教育学、そしてピアノや絵画まで、とにかく全部を学んで自分のものにしなければならぬ。大学の方は、それをぐーっとひきのぼして4年間ですることになる。比べてみると、まあちょっとは内容は違うであろうが、2年間でそれをやろうというのは、よっぽど優秀な学生が、短大に集まっているんだろうなとつくづく感心させられたのであった」。

しかし短大2年間の生活で何人かの友人と出逢えたことは幸いであった。とくに2年生の1年間「社会福祉Ⅱ」という科目でグループ研究(テーマは歴史の中の結婚であった)をやり、メンバーといろいろ話すことができた。

そして運良く児童学科児童学専攻の3年に編入することができた。この2年間もまた大変に忙しい生活であった。一般教育科目が狭山校舎ということで、まさに板橋校舎との二重生活であった。卒業論文は学部に入學していた曾慧娟さんと共同で「子ども考——海を越えて」とい

うものであった。曾さんは卒業後、帰国することになったが、私は「人間の教育に限りはない、終わりはない、完成はない」という考えから、さらに勉強するために生活科学研究所の研修生になることを望んだ。

研修テーマを決めるとき、私は「ことに幼児教育は20年後、30年後に社会を担い、それを築きあげていく力の基礎となる」ということを考えていた。そして「保育実践を考える」ということにした。そして、これまでの2年間、私なりに考えてきたつもりであるが、ここでまとめるものは、それを考えるための前提となるような作業のように思われる。

獅子の意味^(註1)

はじめに中国の造形である「獅子」について記しておこう。

さてトラはいてもシシはいない中国。けれどもシシの影は、国内のいたる所で見られる。そして、その数はトラよりはるかに多いのである。もちろん、これは実物のシシではなく、美術の世界で言う造形のシシのことである。

廟やお墓などの前には、一對のシシの石像が必ずあるし、牌坊と呼ばれる鳥居のような門の周りには、たくさんのシシの石像がおかれていゝる。このほか橋のたもとや柱などにもシシの姿を見ることができし、ある村では石獅爺や石

獅公をはじめ、石敢当（魔よけの石）など、シンの石像が教えきれないほどみることができるのである。

また、民家でもシンの姿が見られる。屋根の棟には風獅爺が、門や戸口の上の横木には魔よけのためのシンの印があるし、柱の上やますがたの間にも見ることができる。さらに神棚・家具・食器・年画（正月に貼る絵）などにもシンのデザインが見られ、獅子舞い用のシンも、開口獅・閉口獅・青獅・広東醒獅などいろいろな種類のものがつくられているのである。

ところで、これらのシンの特色は次のようにまとめられよう。まず実物とはかけ離れたユニークなデザインであること、芸術家の手によって犬のチンの影響を受け、中国独自のシンの造形となっていることである。このことから、これらのシンを一目見た人は、すぐに中国のことを思い浮かべずにはいられないのである。

さてシンの造形は、東洋・西洋いずれにも見られる。しかし、シンのいない東アジア地域についてみると、エジプト・メソポタミアの時代に西洋から伝えられたものであることは明らかである。つまり、実物のシンが棲（す）む国から、シンの棲まない東アジアへと伝えられたことになる。これも文化交流のひとつと言えるのである。文献の記載によると、中国人が最初に実物のシンを見たのは前漢のころといわれている。やがて後漢のころから、墓前にシンの石像がおかれるようになった。この風習が今日まで続いているのである。

その後、仏教が伝えられると、シンの造形の理念や象徴の意義などが研究されはじめ、歴代の建築物や家具・器物などの装飾にもよく使われるようになっていく。中国風のシンの造形が流行した後、実物のシンが見られるようになった今日、実物のシンを写実した造形が現われるようになった。このようなシンの造形の持つ意味は、「邪を払い、幸福を招く」というものであり、これは世界共通のものといえるのではなからうか。なかでも中国では、シンによる被害

がないところから、シンの「吉をもたらす力」が全面的に信じられているのである。

この点で同じ猛獣でもトラとはずいぶん違うのである。以前、中国ではトラによる被害が続出していた。そのために中国人は、一方では邪や病気を払い貞節を重んじ、幸福を招くというトラの力を認めながら、もう一方では、邪悪・暴政など凶の象徴とも考えていたのである。こうしたことから、中国人はシンを利用してトラを制しようと考えたのである。文献を見ると、シンがトラを食う話や、シンがトラの頭の上に放尿し、トラは恐れて動けないといったような話が載っている。これらはもちろん事実ではなからうが、民間の人びとのシン信仰ぶりがよくわかるものである。

中国における動物造形の世界では、シンは竜と並んで最も重要な地位を占めているのである。中国の子どもたちは幼児期から無意識のうちに、このようなシンを心にとどめ、幸せを求めているのである。

子ども虐待について^(注2)

次に子どもの虐待ということについて考えてみたい。世の父母はすべて子どものことを思っているのだろうか。私はここで台湾の状況をみることで考えてみたい。

児童虐待という言葉については誰でも知っていると思われる。けれども、実際に使われてきたのは主に西洋社会でのことであつたように思う。ところが、今年1月から様子が変わってきたのではないかということなのである。台北市の幼稚園や保育園にはポスターが貼られ、児童に対する虐待を禁止するよう呼びかけているというのである。

台北市政府の社会局が作った手帳『児童虐待と過失』には黒のイタリック体で「どの父母にも自分の子どもを虐待する可能性がある」と書かれている。これらのことについて4点ほど考えてみることにしたい。

(1) 児童虐待に対する関心度が低いのではない

中華児童福利基金会在、1987年7月から12月にかけて全国各地の新聞や雑誌から児童への虐待状況の統計を取ったところ682件にも上っている。だが「実際の数字はもっと多いでしょう」と、同基金会は指摘している。

昨年7月から同基金会では全省各地の扶助センターに児童保護専用ホットラインを設けているが、今までに百件あまりを処理している。また、社会局でも今年1月16日から児童少年保護ホットラインを設けているがわずか3ヶ月ほどのうちに57件を処理したという。

アメリカの統計では、100人の児童のうち、1人は必ず虐待されたことがあるという。数字の上では、わが国はまだこれほどではない。だが、わが国の場合問題は児童虐待に対する関心度があまりに低いということである。

(2) 最大の障害は差別観念である

児童虐待行為の内容の上位10種は次のようになっている。〈1〉女の子を売春街に売る〈2〉子どもを売買する〈3〉子どもに物乞いさせたり、物を売らせる〈5〉うっかり子どもを窒息死させる〈6〉身体の不自由な子どもを見せ物にする〈7〉うっかり子どもを二階から落とす〈8〉子どもを危険なショーに出させる〈9〉子どもが成年映画を見るのを許す〈10〉うっかり子どもをベッドから落とすとなっている。

いずれも日常よく見かけるケースである。だが、実際に「身体の不自由な子どもを見せ物にして金を乞う」や「深夜子どもに花などを売らせる」といった場面に出会っても、多くの大人は、ただ同情するだけでしかない。まして危険なショーを演じている児童に拍手を送る始末である。

例を挙げてみよう。一時、非常に人気のあったテレビドラマの主人公を演じた子役は特別な衣装を長時間着ていたために体調を崩してしま

った。そこで社会局が注意して、その番組を終了させたのだが、その子どもの家族や視聴者から不満が殺到したというのである。このように児童保護を進めるにあたって、いちばん障害になるのはこのような観念であり、伝統的な観念が問題の深刻さを隠してしまう。

中国の伝統的な観念では、父母はわが子に対して絶対的な権限を持っている。『子どもは自分のもの』という観念の下では子どもの人権はありえない。また、子どものしつけは親の義務とされているから、ちょっとした虐待行為は『家庭でのしつけ』の一部とみなされてしまい、他人が口をはさむ余地はない。ほとんどの親は、自分が子どもを虐待していることに気付いていないのである。

(3) 家庭の危機は児童虐待の動力となる

さて、児童虐待について台北市社会局では次のように定義づけている。「父母または保護・監督責任のある者が満18才未満の児童および少年に対し、一時的あるいは持続的に虐待行為を行ったり、不注意によって肉体的あるいは心理的な傷害を与えること」。この中で目を引くのは、不注意が虐待行為にふくまれていることである。この定義は、1959年に国連で発表された児童権利宣言に基づいている。

しかし、国情の違いから虐待についての認識も違っている。台北市社会局長の話によると「たとえば児童への体罰はアメリカでは虐待に含まれます。しかしわが国で挙げることはできません」。現在、一般の家庭では子どもはだいたい1人か2人である。どこの親がわが子を虐待するだろうか、と言う人もいるかもしれない。だが、事実は想像以上に残酷である。

台湾における虐待の原因として、「経済上の圧迫」が挙げられている。特に1950年代は、養女が麻薬を打たれたり、女郎屋に売られる光景は、日常茶飯事だった。しかし、最近では社会構造が変わったことから、家計上の理由で子どもを虐待する例は少ない。むしろ社会の急激な変化に伴う、人の潤いがなくなってきていること

が児童への虐待の原因と言えるのである。

(4) 児童保護と後遺症の問題

虐待された児童の後遺症の問題は深刻である。児童福利基金会の研究による「虐待されたことがある人は児童が虐待されていることに大して深刻さを感じない。また、こうした人は、たいいてい自分の子どもを虐待する」というのである。また、「児童が虐待されることと少年の犯罪の発生とは相関関係がある。今ひとりの少年を虐待することは、10年後の少年犯罪者を1人作ること」だという。

こうなると児童虐待はたんなる家庭問題ではなく社会の問題となってくる。だが、今のところこの問題を専門処理する機関は、先に述べた中華児童福祉基金会と台北市政府社会局しかないのである。

欧米各国では、専門の弁護士がいるほか虐待されている児童を見つけたら、すぐに摘発できる制度がある。けれども、わが国にはまだこのような制度はない。法律を見ても、わが国における児童の生活保障は十分ではない。台湾では1973年に児童福祉法が通過した。しかし施行細則が不十分なため、虐待の認定が難しいうえ、調査権も認められてない。さらに支援機構の不足も大きな問題である。

さいごに虐待を受けた児童の心の傷をいやすためには長期の専門的な指導が必要である。だから、そのための専門機関を増やさなければならないのである。こうした状況だから、台北市社会局、中華児童福祉基金会の活動は楽ではない。ソーシャルワーカーが虐待された児童の家を訪ねても、追い出されてしまう。だが、「親たちに、協力して原因を突き止め、今後の指導に役立てること」は絶対に必要なのである。だからソーシャルワーカーが事件を処理する時は、まず父母の信頼を得ることに努めなくてはならない。そして親子間のシコリを除き、家庭内のわだかまりがなくなってから児童を帰してやるのである。

私はいま、「父母は親の役割を知り、子どもは健やかに成長できる」日が早く来てほしいとつくづく思う。それこそが現代の児童にとっての「幸福」ということなのではないだろうか。

経済保障の理論^(注3)

必ずしも老人のみではないが、人びとが現代社会を生きていくうえで求められている自助(Selfhelp)とそれが欠如ないし不足しているばあいの社会的支援ということについて考えてみたい。そのような作業は保育実践にそのまま活かされるわけではないが、実践を支える主要な一部をなすものと考えられる。

そこで老人の経済保障政策であるが、まず老人への経済保障ということの経済理論について考える。さて経済保障の経済学理を明らかにしたのはアダム・スミス(Adam Smith)の《国富論》(Wealth of Nations)であった。そこでは次のように述べられている。「みんな正義の法規を侵犯しないかぎり、自分の方式によって私利的な自由を追求し、労力と資本を投げ競争をする権利がある。政府は最適的な就職補導という義務から完全に解放される」。こうした自由放任(Laissez faire)思想は古典学派さらに新古典学派へとつづいていく。これらは生産と関係がない所得(非要素所得)の分析を拒否し、自由に市場で生産の交換をしないで獲得した財物に対して反対する考え方である。ナット(F・H・Knight)教授は次のようにいう。すなわち「社会の中で助けを求めている個人は社会の中の特殊的な個人にたよるしかない。彼らの窮乏生活は援助者の感性作用によるしかない。だから、経済学者は窮乏の問題を考える必要がない」というのである。

伝統的な生産的理論を偏重することに対し、初期の福祉経済学者(Weelfare economist)たちは、かつての功利主義の立場にたつ。それは多勢の人たちが幸福を追求するうえで何らかの社会的な行動をおこし、最終的に所得の平均

的な分配に達するという社会の全体的な効用 (Utility) ということを強調する。しかし賃金は労働生産力 (Productivity) によって決められる。それによって高度の仕事の能力を持つ人びとは、仕事への意欲が低迷し、生産は減少してしまうことになる。そのために近代の福祉経済学者たちは、一方で個人の効用の比較的な可能性を否定し、総体的な効用についての基本理論も拒否するのである。だが、消費者は消費財の数を持つほど選択の範囲は広くなり、したがって社会福祉の水準は高くなっていくのである。

経済保障の思潮を促進したもうひとりの学者はケインズ (J・M・Keynes) である。彼は「雇用・利子及び貨幣の一般理論」(The General Theory of Employment, Interest and Money, 1936) の中で古典学派による市場の均衡原理で雇用を十分に達するという可能性を否定し、政府が市場を運用する必要性を強調している。ケインズ理論の分析によれば利潤と資本の形成との関係はけっしてプラスではなく、利潤を増しても資本の形成の累積率を高めることはできないことになる。だから、個人の将来の生活を保障するための準備 (儲蓄) は、総体の経済に対する効用があまり多くないということになる。最もいい方法は、政府によって社会保障税 (Social security tax) を徴収し、高い効率的な資本を投じて、国民の所得を高め、十分な社会儲蓄及び国民生活の安定を保障することであると主張している。

窮乏の責任は老人にあるか^(註4)

消費者均衡という原理によって、人間の理性に訴える消費者は総所得と総効用が等しいという条件のもとで消費行為を行なっている。ここで総所得というのは、現在及び将来において可能な獲得された要素としての所得をさしている。これには退休金、養老給付や公共救助などの非要素所得は総所得に含まれない。総効用というのは現在及び将来における欲望を満足させる程

度の総和である。こうして現在及び将来の所得と需要を考えながら、全ての人は消費者の均衡という原理に従って、理性的な消費行為を行うのである。だから若い時に過度の浪費をし、それによって老後の生活を維持することができなくなるのは当事者自身の責任ということになる。ただし問題になるのは、不安定な時代には将来の所得と需要を掌握することがとても難しいので、理想的な消費行為はたんに理想的な経済模型にすぎないことなのである。

資本主義の生産制度にしたがって、一方で企業は利潤を追求するために労働の報酬を不合理なまでに剥削する。そして一方では技術の革新と市場変化の結果により、つねに労働者は免職される運命にさらされている。そのほか、労働者は一定の年齢に達したら、古い生産工具とみなされ、労働市場から追放されてしまう。だから、現代人にとって、仕事と所得をつねに確保することは簡単なことではないのである。誰かは老後の生活における需求を細心に考え、合理的に準備することができるかもしれないが、個人的な投資には危険が大きいため、つねに長年の儲蓄をむだにしてしまうことが多いのである。誰かが大量の現金を貯えていたとしても、激しい物質の波動により価値が下がったり、価値がない紙幣になったりしてしまうのである。長い労働の年月中には、いろいろな変化と危険によって、つねに老後の生活を十分に準備することは難しくなり、老人の窮乏生活の要因は完全に個人の責任なのだということは、非常識であり不合理な論理と言えるのである。

実際、大多数の老人の経済状況は窮乏なのである。産業構造の変化によって、退休した老人の再就職は無理である。農業や自営商業などの老人を除いて、就職市場での競争はますます難しくなっている。老人は仕事や所得、信心などを失うにつれて老化 (aging) が加速される。そして精神障礙やその他の疾病を起こしやすくなっていく。そしてそれにかかる多額の医療費は老人にとって大きな負担になり、経済生活は

ますます悪化するのである。したがって企業や政府は長い年月を企業、社会で一生懸命に働いてきた老人に対し、十分な経済保障を提供しなければならないとえよう。

扶養義務を遂行するために^(註5)

工業化や都市化などの結果により、家庭の機能は急速に変化している。都市における家庭の生産機能は完全に消失し、消費のためだけの単位になってしまった。その消費の目的は家庭の全体、全員の生活を維持することにあり、すべての消費支出は扶養者の責任になっている。だから、理論の上では老人の扶養は家庭の責任の範囲以内にあることになる。農業を中心とする社会では、老人はその経験と土地を活かし、生産における重要な役割を演じ、家庭の中でも絶対的な権威を持っている。しかし、工業化した都市社会の中では家事を手伝ったり、孫の面倒を見たりすることが老人の役目となっている。このような役割の転変過程の中で家族の相互作用は不調和 (discord) となる。それに連れて空殻家庭 (empty-shell family) になる (W・J・Goode 教授による)。表面上は全員の家族は接触しているが相互援助の責任・義務はうすくなってしまう。こういう家庭は家庭の形式があったとしても、実際では解体 (disorganized) しているといえるのである。

家庭機能及び役割の変動のほかに、家庭解体のもう一つの原因は社会変動である。経済条件の変動にしたがって、家庭の主婦は外で働き、家庭の収入を増すようになる。さらに、娯楽場所の普及などによって、休閒生活は家庭から社会へと移り変わった。したがって、家族は家庭に対する依頼心を低下させ、お互いの意見と価値観の共通性も減ってしまった。こういった生活環境の中で老人の精神生活は不均衡になりやすく、扶養されることに対する抵抗という心境の変化が起きてくる。都市化の進展につれて子どもたちと一緒に暮したくないという老人の比率

が増加している。だから工業化と都市化された社会においては「養児防老」という観念にしたがって老人福利政策を制定するのは時代の潮流に違反しているとして無視することは、老人にとって悲劇を作り出していくに違いないのである。

老化の過程で老人は痴呆や^{フーテン}瘋癲などという現象を形成しやすい。したがって家庭から面倒を見てもらうことは重要なこととなってくる。しかし、それは現代社会における家庭にとっては、精神的にも肉体的にも経済的にも大変な負担になる。1986年7月13日に発表された「全国社会福祉協議会」(日本)の調査報告によると、老人を介護するために身心疲労を起こす家庭は55パーセント、家計が困難になるのは25パーセント、家庭紛争12パーセント、自殺をはかる4.4パーセント、家出をする3.6パーセントとなっている。上記の中で、家庭にとって最も重い負担となる老人の社会的介護について明かにされている。たしかに家庭には扶養・介護の義務であろう。だとしても、社会には扶助の精神に基いて、それに協力していかなければならないのである。

政府による経済保障^(註6)

これまで述べてきたように、理論の上では老人の経済保障は老人自身及びその家族の責任であっても、実際にそれらの力だけでは大変無理なことがはっきりした。遠い昔の原始社会では生産能力がなくなった老人は荒山に捨てられ、糧食の消費を減少することがあった。しかし、社会の進歩と生産物の増加につれて、人間は互助の方式で生活ができなくなった老人に経済援助を提供するようになった。国の組織がだんだん健全になり、国家の権力も次第に拡大するようになって、社会保障の責任は政府の重要な任務になってきた。このように老人の経済保障は社会の成員の間の連帯意識及び個人と政府の間の権力義務の関係から観察しなくてはならない。

老人を「特殊な一群」というような態度を持ち、形式的な人道主義による救済は間違いである。老人に対する経済保障の各種の制度と機能は、老人の生活環境に応じながら調整されなくてはならない。たんなる現金の補助だけではどうにもならないのである。老人への経済保障という福祉の意義は、老人自身の主観的な価値判断に従って老人が幸福に感じれば、それが最高の経済保障なのである。

ところで個人による主観的な意向が完全に理性的な行為だとはいえない。常に個人の観念は習慣や社会の法律、制度などによって左右される。しかし、伝統的な経済理論、福祉経済理論は、共に合理主義の観点から市場行為の分析をするが、非要素な所得の分配及び個人の倫理的な効用についてはあまり深く探討していない。ボールディング (Kenneth Boulding) 教授は、経済学というのはただ抽象意念の中から問題を解決することはできず、経済学者の観念にすぎないことを指摘している。老人の経済保障は純粋経済理論 (Pure economic theory) の範囲を超えなければならないものである。老化現象、社会倫理及び生活環境などの問題をあらゆる方面から論究し、最高の解決方法を尋ねなくてはならない。

社会保険制度ができるまで、老人への経済保障は人道主義の精神に従って、貧困な老人への援助という考えを受容していた。政府が力を入れて経済保障活動に介入する前は、宗教組織が最も重要な供応者であった。当然、その基本的な動機は宗教倫理の宣伝であった。16世紀、イギリス政府は政府予算を使いはじめ、窮乏する人を受容・援助し、経済保障の意義を宗教倫理からだんだんと政治倫理へと転向させていった。1880年代、ドイツはビスマルク (Bismarck) の倡導によって、社会保険法を制度し、1891年に高齢年金保険を施行した。老人への経済保障はやっと経済倫理の時代へと邁進するようになったのである。

家庭対策と老後の設計^(註7)

台湾地区で施行されている社会安全制度は欧米のように普及していない。家庭は老人にとっても最も頼りがいのある養老制度の転換などの結果、家庭での養老はいろいろな困難が発生しやすくなった。現在、台湾の家庭状況には二つの矛盾現象が両立している。まず、老人と子女一緒に暮らしているのは80パーセントを占めている。次に、核家庭は家庭制度の62パーセントを占めるが、出生率が低下しつづけているので、これからも増加するはずである。すなわち、老人と子女の共同生活は核家庭によって剥奪され、老人は子女を失ったら家庭での養老を失うと考えられる。だから、現在行なわれている人口政策を新しく検討・評価しなければならないのである。各家庭は2人の子女を保有すれば、老人は家庭で養老生活を保有することができよう。

こうした人口老化と家庭縮小の情勢に対して、将来的には老人の家庭生活と地域の建設、発展を結合させなければならない、老人のための家庭生活の設計と地域での老人への在宅サービスの対策である。家庭で養老をするために、下記のことは重要な提案である。

(1) 孝行家庭の唱導

家庭範囲の縮小、父母と子女の共生生活の可能性がだんだん低下するにもかかわらず、家で父母と子女、孫たちと一緒に暮らすことを考えなくてはならない。こういった孝行家庭を唱導するのにマスコミュニケーションと学術界の賛助が重要である。げき、ニュース、歌謡曲、文書、座談などの方式を用いて、民衆に共通の意識を誘導、建立し、とくに学校教育において学童の孝親、尊長、敬行の観念と行為を培わなければならない。

(2) 住宅計画の検討

核家庭の影響を受けて、一般の地域に建てられた住宅は例えば共同住宅、軍人住宅、国民住宅などの建築の計画と構造の設計には老人の生

活を無視してはならない。一般の建物の銷售広告による2LDK、3LDKというのは夫婦の部屋と子どもの部屋しかおいていない。だから、住宅を建てる時には必ず夫婦と子どもの部屋そして父母の部屋も忘れずに建てなくてはならない。こういう折衷住宅は地域建設の中で適量に建てられなくてはならない。さらにトイレや台所などの設備も、老人と子どものために特別な設計と構造が必要である。

(3) 老人住宅政策

1. 住宅整修計画：老人の生理変化によって新しく設計・改修・整理が必要である。

2. 老人専用住宅：政府から提供するあるいは民間企業を奨励し、老人専用の住宅を建て、老人生活の品質を高めなくてはならない。

3. 部屋費用の補助：部屋を新築、増築する場合、政府が融資をあっせんする。

4. 税金の減免：老人が家を購入したら各種の税金を減免する。

(4) 孝行家庭住宅の設計

構想における老人住宅の設計には三種類の型がある。

1. 合併式（あるいは混合式）：すなわち二つの建物（約25坪）を組合わせて、合計50坪になると、よりいい三世帯の居宅になる。別々の玄関と空間を組み上げて、お互いに影響されない暮らしを送ることができる。

2. 上下層（階）式：すなわち一軒家を上下に分けて、各20から30坪までが最適である。なるべく二階は若い夫婦で、一階は両親で住むようにしたらベストである。

3. 隔離式：原則として老人の父母と成年の子女を別居にし、両方の距離は歩いて5分から10分までの程度で暮すと、よりいい親子関係ができる。

(5) 地域における老人住宅

1. 老人住宅：老人専用の住宅を建てる。老人に最善の設備を提供する。

2. 老人寄宿：老人住宅の欠点は老人が年とともに気が衰えて、行動が不便になり、痴呆や障

害などの疾病が加わり危険が起りやすいことである。この点を考慮した寄宿方式は下記の通りである。

(1) 機構寄宿型

①自費養老：地域は老人の必要に応じて、小型の養老堂を建てる。それは30坪から60坪までが最適である。費用は退職した老人が自弁する。衣食や娯楽などを供給することによって豊かな老後生活を送ることができる。これは未来の社会にとって最適の新興事業であり、政府と民間のお互いが、それぞれに処理する。

②公費養老：親属がいない、あるいは財産がない高齢者は政府に経済的救済を申し込む権利がある。例えば省立の「仁愛の家」は老人扶養施設であり、心豊かな生活のために、いろいろな活動を行っている。

(2) 家庭あるいは団体寄宿型：家庭での人手の不足、夫婦の共働きによって老親の面倒ができなくなった時に、両親を他人にお願いしたり、老人クラブや老人集会室などの施設で面倒をみてもらったりする。夫婦の仕事が妨げられない限り、親を施設や親戚のところに送り、迎える。ただしサービス料及び食事代は払わなければならない。現在、少数の扶養施設には団体生活になれない、あるいは人間関係の不調和が原因のばあい、老人の考え方に従って院外での生活がみとめられる。すなわち、老人にふさわしい副食や日用品・小遣いなどを老人に全部渡し、親友の家などに寄宿することができる。

さいごに老人とその子女の居住空間を設計する時に考慮すべき事項をあげておこう。

(1) 老人は生理機能が退化するので、トイレの使用頻率が増し時間も長くなる。だから、老人の部屋あるいは近いところに衛生設備を措置すること。

(2) 老人の必要と能力及び飲食の習慣に応じ、老人に最適な台所、食器、道具や食事場所などを考えること。

(3) 老人のための応接間を作ること。応接間にはテレビ、雑誌や茶具などを揃え、しかも安

全の問題に注意しなければならない。

(4) 寝室、風呂場、トイレなどの色をよく調和させること。明るくて活動的な色は老人の生活情趣を高めるものである。

(5) 老人住宅の位置を選択する時、できれば郊外、あるいは山や海に近い田舎を選んだほうが賢明である。空気がきれいで、体の健康のための運動もできる。

(6) 簡単な医療設備及び薬品をつねに用意しておくこと。

(7) 家具や電器設備などは適当に配列すること。注意すべき事項をあげておく。

(イ) 大部分の老人はテレビを通して外界の事物を了解する。だから、一番見やすいところにおかなければならない。そのほか光線の強弱、尺寸の大小や色などの心配りが大事である。

(ロ) 老人にとって、最適の配置は次のとおりである。

(a) 会話をする時、よい場所は例えば厚いカーテンがあり、書架や絹などでできた家具などがあると落ち着いて話しができる。

(b) これらの表面が硬いと、ある環境の中では騒音が拡大され、音もわるくなる。

(c) 椅子の高さを考えること。それでいくらかの騒音を防ぐことができる。

(d) 騒音による老人の注意力と記憶力が低下するために、隔音設備や物などの置く場所を考えること。

(ハ) 寝室、書斎やトイレなどの灯りを強くしたとしても老人の視力が回復するわけではない。そのかわり物の配置を考えるべきである。なぜならば老人はよく物にひっかかって事故を起こすからである。下記の事項を参考にしながら物を最適の位置に配置すること。

(a) 玄関と床を同じ高さにし、差があるとしても0.5センチメートルを超えないようにすること。

(b) 老人の身長や習慣などに応じて光りを考えること。

(c) 光度は老人の視力の状況によって

いつでも調整ができるようにしておくこと。

(d) 一定の光度を保つこと。

(e) 光度が弱くなった時には各部屋の明りも検査する。特に玄関及び階段の入口の光度は室内の光度と同じようにすること。

(f) 階段、廊下(トイレも含む)の光度は老人が識別しうるものであること。

(g) 物の前後に極端な光度差のないこと。

(h) 正面と廊下の壁の色は床の色と対比した色を使ったほうがよい。床を滑らかにするために材料を慎重に選択しなければならない。

(i) アパートあるいはビルの入口や廊下及びエレベーターの近くには照明の設備が必要である。

(j) 窓を広くして、よい視野・郊外などが遠くに見られるなら最高である。

おわりに一地域で生きるために^(註9)

中華民国における地域福祉の課題について、さいごに考えてみたい。我が国の現在の福祉体形は主に政府の組織と措置でなされており、地域の住民の実際的なニーズを疎かにしていると考えられる。このような上から下への福祉制度は政府の負担を増加する上に社会資源を消費するものである。政府による地域福祉の効果を減少させ、地域福祉の推進は困難になっている。だから、もし政府が民間の資源を利用し社会福祉を推進するつもりだったら、まず観念の上で地域福祉の意識・自治及び運動の価値を認めなくてはならない。次いで、地域福祉運動を積極的に補導・助成していかなければならない。こうすることで地域福祉は普及し、地域福祉の効果を発揮し、社会福祉の水準も高まっていくのである。

国民の地域への意識は大きく分けて二種類である。(1)伝統的な地区と利益的な農村型の地域意識、(2)利己又は無関心的な都市型の地域意識。この二種類の地域意識は地域の団結と進歩を阻

碍している。なぜならば、前者では地域の利益を守るうえで権利と義務の理性態度が足りなく、後者では地域の公益を取上げるのに集団的な力量が足りないのである。厳しく言えば、我が国の地域福祉の集団性と運動は保守主義と官僚的な形式主義を偏重するために地域組織によって地域福祉を達成する理想的な目標が困難になっているということなのである。地域福祉の団体的な効能を強めるためには、住民の帰属意識や義務意識そして民主意識と団結意識を培養し、さらに地域組織と地域運動への参与を助成しながら地域福祉を創設していかなくてはならない。

今後の社会福祉制度の内容は政府がなにかを提供するのではなく、国民のニーズに応じながら社会福祉制度の運営主体を政府と企業から民間団体及び全体国民へと転化していかなくてはならない。社会福祉の目標も福祉社会から最適社会へと転化し、しかも国民のニーズと同意に基いて最適な福祉を提供していくこととなる。政府はもう万能者と社会福祉の担当者と演じることはない。すなわち、資源分配の調達者と代弁者にすぎないものとなる。民間のボランティアと合作するような方式によって、最少量の社会資源を提供し、政府は有効率的な運営方式によって最適な福祉サービスを提供することになる。裕りある資源と高度な行政効率がある限り、社会福祉制度は国民のニーズを満足させるに違いない。こうして国は最適な社会に進めるであろう。

地域福祉は社会の中で最も重要な役割であり、地域福祉の効果が発揮されるにつれて最適な社会へと変っていくであろう。だからこそ地域福祉組織とその効果に全力を尽すことが今後の我が国の社会福祉制度の重要な課題であるといわれるのである。

付 録^(註9)

中華民国における老人福祉の基本法を訳しておくことにしたいと思う。

老人福祉法

(中華民國69年1月26日總統令公布)

第一条 敬老の美德を高め、老人の生活の安定とその健康を守り、老人の福祉を増進するために本法を制定する。

第二条 老人福祉の主管機関：中央では内政部、省(市)では社会処(局)、県(市)では県(市)政府である。

第三条 本法で老人とは70才以上の者をいう。

第四条 各政府及び公立機構は各自職掌及び宗旨にしたがって老人への服務・福祉を提供し、慈善及び公益などの団体への援助をしなくてはならない。

第五条 老人福祉に関する事項を促進するために各主管機関は各自分野の代表及び専門家・学者をもって、老人福祉促進委員会を設立しなければならない。組織の規程は中央主管機関が制定する。

第六条 各自政府は毎年、社会福祉基金を利用し、老人福祉のための予算を編成する。

第七条 省(市)、県(市)主管機関は需要によって下記のような老人福祉機構を設立し、または個人的な設立への援助をしなければならない。

(一) 扶養機構：扶養義務がある親族がいない、または扶養義務がある親族に扶養能力がないために老人の扶養を目的とする機構である。

(二) 療養機構：長期慢性疾病または、寝たきり老人の療養を目的とする機構である。

(三) 休養機構：老人の生活を豊かにするための機構である。健康増進活動、教養講座の開催などを行う。

(四) 服務機構：全ての老人に対する総合的なサービスを目的とする機構である。

上記の機構の設立標準は中央主管機関が制定する。

第八条 老人福祉機構の名称は第一項の規定のように業務の性質を明確にするものでなくてはならない。また省(市)、県(市)、郷(県)

によって設立された機構は省（市）、県（市）、郷（鎮）の名称を付けなくてはならない。民間機構では私立の二文字を付けなければならない。

第九条 私立老人福祉機構を創立する時の申し込み書は下記の事項を記入し当地の主管機構に申し込むこと。

- (一) 名称及び住址
- (二) 組織の性質及び管理計画
- (三) 費用の源泉及び予算
- (四) 業務の性質及び規模
- (五) 創立者の名前・住址及び履歴書

第十条 私立老人福祉機構の創立が許可されたならば三ヶ月以内に財団法人の登記をしなければならない。

第十一条 老人福祉機構の業務は専門の人員を採用しなくてはならない。

第十二条 老人福祉機構は主管機関に年間の仕事報告及び収支報告を提出する。主管機関は老人福祉機構に対して監督・介助及び評定。成績の優秀者を賞揚し、不善者を改善させる。

第十三条 省（市）、県（市）主管機関・民間機関は実際の需要に応じて老人住宅を建て、総合的なサービス管理方式で老人に入居の取扱いを行う。

第十四条 ひとり暮らし老人が死去したばあい、その葬式の費用は各自の遺産で負担するが、遺産がない者は当地の主管機関及び福祉機構が負担する。

第十五条 地方主管機関は老人に関する健康検査及び保健サービスを定期に行なう。

上記の健康検査の項目及び方法は中央主管機関と中央衛生主管機関が制定する。

第十六条 公・私立医療院は老人の医療費を優待し、負担能力がない老人にはその助成制度を利用させる。

第十七条 老人は国内の公・民営水・陸・空公共交通を半価で利用できる。さらに娯楽場所や文教施設の見学なども同様とする。

第十八条 労働意欲のある老人に対し、社会服務機構はその意欲について相談を受け、職業

の紹介や指導員の派遣を行う。

第十九条 地域のすべての老人が豊かな老後の生活をおくるために各自機関・団体は社会奉仕・教育・宗教・学術・健康増進などの活動を活発に行う。

第二十条 本法の施行細則は中央主管機関が制定する。

第二十一条 本法は公布の日から施行する。

結 び に

生活科学研究所の研修生として、あっというまに2年間がすぎてしまった。二年間のあいだに研究の目的として、保育や老人福祉、児童福祉などに関するセミナーや研究大会などを参加してきた。さらに海を越えて、昨年の夏休みに本間先生と小林先生と一緒に台湾へ行ってきた。残念ながら、学校は夏休みだったので、見学ができた学校や幼稚園などはわずか2、3ヶ所にすぎなかったが、いろいろな資料をもらったり、責任者の話をきいたりして、私にとって学校でも学んでなかった貴重な体験ができた。とくに、もう一度我が国の社会福祉制度を見直すことができて、とてもよかったと思っている。

ところで、ほかの研修生と違って、作品もなく、実績もなく、研修論文しか提出できない私は、ただ無中で本を読んだり、周りにある資料を調べたりすることしかできなかった。途中で体の調子が悪くなって、研修論文をやめようと思ったこともあったが、なんとかそれを乗り越えて、集めた資料を整理し、その結果を上記の研修論文にしたのである。十分ではないが、一生懸命にやってきた。これからの課題として、①我が国の各年齢層の児童行為様式を理解していきたい、②各国の社会福祉法規や制度などの資料を集め、比較していきたいと考えている。

最後に、6年間ずっと指導してくれた本間先生と、2年間優しくアドバイスしてくれた研究所の先生たちに心から感謝しております。これ

からも、指導していただいたことをステップにして、がんばっていきたいと思っています。

引用文献

- 注1. 光華週刊
2. 中央日報
3. 蔡 宏昭：老人福利政策，桂冠図書股份有限公司，1989，63頁以降
4. 同上，64頁以降
5. 同上，66頁以降
6. 同上，67頁以降
7. 徐 立忠：老人問題興対策，桂冠図書股份有限公司，1989，137頁以降
8. 注3の文献，170頁以降
9. 注7の文献，295頁以降